

公告第 712 号

2019年 3月22日

トヨタ車体健康保険組合

理事長 八重口 敏行



トヨタ車体健康保険組合の規約変更について

この組合の規約を下記のとおり2019年2月15日開催の第187回組合会の
議決・承認を得て認可申請したところ、
2019年3月19日付東海厚発第0319第41号にて認可されたので公告する。
詳細は別添の新旧条文対照表のとおり。

記

変更後の施行日	2019年 4月 1日
変更条文	第63条(合算高額療養費付加金)
変更内容	第1項および第2項

以上

東海厚発0319第41号

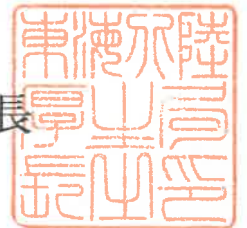
認 可 書

トヨタ車体健康保険組合

平成31年3月13日車体保発第75号で申請のあった規約の一部変更を認可する。

平成31年3月19日

東海北陸厚生局長



新 旧 条 文 対 照 表

新	旧
<p>(合算高額療養費付加金)</p> <p>第63条 法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等(療養費又は<u>家族療養費の法第87条に基づく支給に係る一部負担金等は、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)</u>について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、保険者が定めた額(以下、「一部負担金相当分」という。))の額を合算することによる高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。</p> <p>2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について、合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除し、<u>その額から被保険者又はその被扶養者1人につき、20,000円をそれぞれ控除して得た額とする。(ただし、それぞれの一部負担金等の額が20,000円未満の場合は一部負担金等の額を控除する)</u></p> <p>3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。</p> <p>4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。</p>	<p>(合算高額療養費付加金)</p> <p>第63条 法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。</p> <p>2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について、合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、各診療月について<u>合算高額療養費の支給の基礎となった診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書、第二家族療養費支給申請書各1件(一部負担金等の額(他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を控除した額)が20,000円以上のものに限る。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書、療養費支給申請書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす)</u>につき、20,000円をそれぞれ控除して得た額とする。</p> <p>3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。</p> <p>4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成31年4月1日から
施行する。

(経過措置)

第2条 平成31年4月1日前の療養にかか
る合算高額療養費付加金の支給については、
なお従前の例による。